



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言

長谷川 慎一さま

(はせがわ しんいち)

弊社は、常にベストな状態でお客様の大切なCM映像や公共情報の放映を行うことを心掛けております。今年の1月にはアストロビジョンの交換工事も終了し、名古屋栄の一等地に従前にも増して鮮やかな映像がお目見え致しました。

これからも名古屋市発展のために、また栄地区の繁栄に少しでもお役に立ちたいと希求し、業務に精励する所存でございます。

お客さま紹介

株式会社 東海インタービジョン (URL:<http://www.tiv.co.jp/>)

◎会社概要

平成8年6月設立、本社所在地は名古屋市中区錦三丁目。事業内容は主として大型映像の放映および屋外広告物の企画・制作・販売業務。

朝日担当者

土井竜二

◎得意分野(商品紹介等)

写真中の大型ビジョン、きっと皆さん一度はご覧になったことがおありでしょう。そう、名古屋栄の一等地にある、あの大画面です。今回ご紹介する東海インタービジョンさんこそが、この大型ビジョンの放映を行っている会社なのです。



では最近この大画面の映像がより鮮やかに生まれ変わったことはご存知でしょうか。今年の1月に交換されたこの画面、愛・地球博のお祭り広場等で使用されたものと同様の高精彩8ミリピッチのLEDで、現在の日本の屋外映像画面のなかでは最新の製品とされています。

また、「何でもやるというのがうちの売りですかねえ。」との担当者様の言葉どおり、情報内容もとにかくバラエティ豊富です。ニュース、天気予報、映画、音楽、スポーツ、ファッションetc.あらゆるものが放映されます。さらに、テレビ放送については地上波にとどまらず衛星放送も放映されます。

そして、様々な番組や有名企業のCMが流れる中、時には個人のメッセージが表示されることがあります。そう、個人もこの大画面を使って大々的にメッセージを送ることができるのです。

以上、法人でも個人でも興味を持たれた方は会社のHPにアクセスなさってみてください。そして、栄にお出掛けの際にはどうぞ美しい画面をご覧ください。



話題の言葉

【コエンザイムQ10】とは、私たちの体にある約60兆個の細胞の働きを助けている補酸素のことです。日常的な酸化ストレスに対して、コエンザイムQ10(以下CoQ10)による抗酸化作用が大きな役割を果たしていると考えられています。体内のCoQ10は、年齢、ストレス、寒さ、病気、ホルモン濃度、薬物及び身体活動状態などの様々な要因の影響を受けます。そのためCoQ10を使ったサプリメントや化粧品などが作られており、人気を集めています。CoQ10は毎日の食事からも摂取することができ、CoQ10が多く含まれている食品としては、イワシやサバなどの青魚、ウナギ、牛や豚の肉、豆製品などがあげられます。CoQ10は脂溶性なので、これらの食品を食べるときには油を使って調理すると効率的に補給できます。(橋本)

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (交通反則金の損金算入)

当社の従業員が、商品の配送中に駐車違反をしました。交通反則金を当社で負担しましたが、税務上損金算入することができますか？

Answer

法人税法は、損金の額に算入されない租税公課について規定しており、罰金や料料、過料については、所得金額の計算上、損金の額に算入されません。

ご質問の事例の場合、業務の遂行に関連してされた使用人の行為に対して課されたものであるため、貴社が負担した交通反則金は、損金の額に算入されないこととなります。

解説



法人税法では、罰金及び料料(通告処分による罰金又は料料に相当するものを含みます。)並びに過料については、所得金額の計算上、損金の額に算入しない旨が規定されています。

法人がその使用人に対して課された罰金若しくは料料、過料又は交通反則金を負担した場合において、その罰金等が法人の業務の遂行に関連してされた行為等に対して課されたものであるときは、所得金額の計算上、損金の額に算入されません。

一方、その罰金等が業務の遂行に関連してされた行為等に対して課されたものでないときは、その使用人に対する給与として損金の額に算入されます。(但し、法人が負担した罰金等がその法人の役員に対して課されたものであるときは、臨時的な給与(役員賞与)として損金不算入となります。)

ご質問の事例の場合、駐車違反が商品配送という業務の遂行に関連してされた行為に対して課されたものであるため、会社が従業員に対して負担した交通反則金は、税務上、損金の額に算入されないこととなります。

根拠条文等

法人税法 第55条(不正行為等に係る費用等の損金算入)

法人税法基本通達 9-5-5(役員等に対する罰科金等)

法人税法 第34条(役員給与の損金不算入)

旧法人税法 第35条(役員賞与等の損金不算入)